



No. 330

令和6年11月1日

トピックス ～年末調整の準備～

年末調整の時期が近づいてきました。年末調整事務を担当される方は以下に記した年末調整に必要な書類の配賦と、その配布した書類に必要な事項を記載したものを、これからは何かと忙しくなると思われますので、できれば11月中を目途に、遅くとも12月初旬ごろまでには提出を受けてください。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

【給与所得者の扶養控除等(異動)申告書】

I 令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の配布と受理

この申告書は、原則として本年最初の給与の支払いを受ける時までに給与の支払者に提出することになっています。また、年の中途中で本人が障害者、寡婦(夫)等に該当したこと、控除対象扶養親族であった人の就職などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当すること、などにより控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっていますが、まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人は、早急に必要事項を記入の上、申告をするよう指導してください。

尚、今年の年末調整においては「**定額減税**」を実施することになっていますので、この申告書に控除対象扶養親族や年少扶養親族(いずれも居住者に限ります。)の記載漏れがないかご確認ください。

II 令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の配布と受理

【令和6年分の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書→以下「基礎控除等申告書」という。】

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、同一生計配偶者に係る定額減税及び所得金額調整控除は、各人から提出された基礎控除申告書等に基づいて行うことになっていますのであらかじめ従業員等にこの基礎控除申告書等を配布し、必要事項を記入した用紙の提出を受けてください。

【令和6年分の給与所得者の保険料控除申告書】

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除などの各種控除を行います。これらの控除は、従業員等から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」(以下「保険料控除申告書」といいます。)に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、各控除に係る証明書を添付して提出を受けてください。

【令和6年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書】

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(いわゆるローン控除といいます)を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を行うことができますので、控除を受けようとする人に対しては、税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」に所要事項を記載し、及び借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」と合わせて提出するよう指導してください。

【その他】

年の中途中で就職した人の年末調整については、就職前にその年中に勤めていた会社から給与の支払いを受けていた場合、就職前の会社から交付を受けた令和6年分の給与所得の源泉徴収票も併せて提出を受けてください。尚、前職の源泉徴収票の提出がない場合は、年末調整をすることができませんので、本人が確定申告をすることになりますのでご了承ください。

(注) 給与の収入金額が2000万円を超える人は年末調整の対象になりません。

11月になり、やっと秋めいており、朝晩は肌寒く感じるほどです。もっとも、日中はまだまだ夏日になることも珍しくありません。束の間ですが日本ならではの秋の風情を楽しみたいものです。明日からの3連休は天候に不安はあるものの、全国各地で行楽を楽しむ人で賑わうことでしょう。



さて、最近の話題と言えば、何といても先日行われた総選挙でしょうか。

先月号で、選挙に参加しないのは勿体ないと述べましたが、果せるかな、大きなインパクトをもたらしております。かつての安倍政権下では、「大山鳴動して鼠一匹」という変化の乏しい、自民一強という政治体制が半永久的に継続するのではと思われておりましたが、今回は正に「山が動いた」と称することができるほどの劇的な変化をもたらしております。きっかけは、政治資金の意図的な不記載（俗にいう、裏金政治資金）に対する国民からの反発・反撃でした。遠くは「奢る平家は久しからず」近年ではリクルート事件等、有力な与党議員による「自分たちは何をしても許される」という特権意識に対する主権者からの鉄槌でした。その意味では、野党の勝利と言うより、与党、とりわけ、旧安倍派を中心とする裏金議員の自滅と言うことができます。物価高による実質的な賃金水準の切り下げの中で生活防衛を余儀なくされている大多数の国民からすれば、貧富の格差の拡大に加え、順法精神・正しかるべき納税意識の欠如に対する静かな怒りが投票結果に表れたと評することができます。とはいえ、肝心の裏金議員の内でも主導的立場にあった旧安倍派の5人衆等と言われていた有力政治家の多くが苦戦しながらも落選しなかったというのも現実です。個々の政治家への評価というのは多面的な要素の下で極めて複雑なモザイク模様を呈している実態も見せつけられました。

小生なりに、今回の選挙結果に対して、コメントをしてみたいと思います。

まずは、石破総理です。自民党内の理論派・正論派であるが故に長く「冷や飯組」に甘んじていたのですが、かつて三木武夫代議士が、金権政治家の田中角栄退陣後に総裁・総理に選任されたのを彷彿させるものでした。その意味では、期待感が大きかったものの、総裁選中に掲げた公約・見解がものの見事に腰砕けとなり、岸田前総理と変わり映えしない政治家であることが明らかになってしまいました。早くも、支持率よりも不支持率が上回る急降下ぶりです。自身の信念を貫き、再選を意識せず政権を運営していく覚悟をしていたならば、たとえ神輿の担ぎ手不足が現実であっても総裁・総理の権限は絶大で、ちょっとやそっとでは解任されるものではありません。結局は、腹をくくらず、平時の総理を目指したが故の敗北になってしまいました。これから、どう立て直すか、根性の見せ所といえます。方や、立憲民主党の野田代表は「政権交代が最大の政治改革」と標榜してまずまずの成果を上げることができました。注目すべきは、国民民主党の選挙戦略でした。キャッチフレーズが「手取りを増やす」と、庶民の切なる願いに寄り添うものとなっておりました。税理士の実務家の観点からしても、配偶者控除・手当を巡る「103万円の壁」、社会保険を含めた課税対象基準を178万円まで大幅に引き上げる、という主張は魅力的で説得力のあるものでした。果せるかな、議席も4倍増という好結果を生んでおります。キャスティングボードを握った玉木代表がどう手腕を発揮するか、今後の動向（来年には必ず参議院選挙がありますので）を注視していきたいと思っています。その他の政党も伸長組と低調気味とに分かれましたが、後者にあっては原因があって、結果がついてきたものと思うほかありません。謙虚に、かつ冷静に分析・総括して、捲土重来を期していただきたいものです。政治の世界は「一寸先は闇」とも「魑魅魍魎の棲む世界」ともいわれております。一般には理解しがたい予想外の展開、まさかの事態があっても不思議ではありません。主権者としては、振り回されず、惑わされず、毒キノコを喰わされることの無いよう、正確な情報！を入手する必要があります高まっていくのではないのでしょうか。



早いものです。和奏が成人に達しました！民法改正により、20歳ではなく18歳で成人になります。ということは、和奏通信（後に、和奏・遼真通信に発展しておりますが）も18年の歴史を重ねてきたことになります。初孫の誕生という初めての経験はそれを味わった人しか分からない心境といったものがありました。とりわけ、乳児から小学校へ入学するまでの期間は初めての連続であり、今もって当時の和奏通信を読み返しても微笑ましく、そうだよ！と自惚れ！をもった次第です。読者（とりわけ、顧問先の奥様方）からは、自らの体験や感覚を呼び覚ましてくれる文章・表現に大いなる共感をいただけたようです。もうそろそろ終了しようかと思いつつも、事務所通信の1枚目のトピックスには興味ないけれど、この「和奏・遼真通信」だけは楽しみにしていますよ、というお褒めの言葉（お世辞だと分かっているものの）をいただくと、もう少し続けてみようかと自らを鼓舞している次第です。いつか和奏・遼真通信の集大成を一冊にまとめてみたいと秘かに思い定めているところです。今月号は、和奏特集とさせていただきます。

（令和6年11月1日 所長 橋本）